

幸手市市制施行40周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用要項

1. 趣旨

この要項は、幸手市市制施行40周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「記念ロゴ等」という。）の使用にあたって必要な事項を定めたものです。

2. 使用目的

記念ロゴ等は、幸手市市制施行40周年を祝い、幸手市（以下「市」という。）の魅力を市の内外に広く発信することを目的に使用するものです。

3. 記念ロゴ等の種類

ロゴマーク及びキャッチフレーズは次のとおりとします。

(1) ロゴマーク：



(2) キャッチフレーズ：きっと、ずっと、幸手

4. 使用期間

令和9年（2027年）3月31日まで

5. 使用基準

記念ロゴ等は、「2. 使用目的」に合ったものであれば、次の(1)～(6)のいずれかに該当する場合を除き、どなたでも使用することができます。

- (1) 市の信用及び品位を害する、又はそのおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがある場合
- (3) 市が特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える、又はそのおそれがある場合
- (4) 記念ロゴ等を自己の商標又は意匠等として独占的に使用する場合
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という）第2条第2号の暴力団をいう）又は暴力団員（法第2条第6号の暴力団員をいう）の利益になるおそれがある場合
- (6) その他、市長が不相当と認める場合

6. 使用の届け出

記念ロゴ等を使用する場合は、専用フォームに必要事項を記載し、届け出てください。ただし、次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は届け出なしで自由に使用することができます。

- (1) 市及び市の関係機関が使用する場合
- (2) 幸手市市制施行40周年記念事業市民提案事業又は協賛事業で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他、市長が適当と認める場合

7. 記念ロゴ等の使用にあたっての注意事項

記念ロゴ等の使用にあたっては、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) ロゴマークとキャッチフレーズは組み合わせても単独でも使用可能です。組み合わせ方、バランスは自由です。
- (2) ロゴマークは、「幸手市市制施行40周年記念ロゴマークガイドライン」のとおり定められた色、形状等を正しく使用してください。
- (3) 記念ロゴ等の使用に起因する事故及び第三者への損害等について、市は一切の責任を負いません。
- (4) 記念ロゴ等の使用について、市が不適切と判断した場合は、使用者に対して中止を求める場合があります。
- (5) 記念ロゴ等に関する一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む著作権、商標権等）は、すべて市に帰属します。

8. 個人情報の取扱い

- (1) この要項に基づき収集した個人情報については、記念ロゴ等の取扱いに関する事務以外の用途には使用しません。
- (2) 記念ロゴ等を使用した個人の氏名又は法人・団体の名称、記念ロゴ等の使用目的及び使用方法等については、幸手市市制施行40周年記念事業を紹介する目的で公表する場合があります。記念ロゴ等の使用を届け出た者は、特段の申し出がない場合には、この取扱いに同意したものとみなします。

9. その他

この要項に定めるもののほか、記念ロゴ等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

この要項は令和8年3月3日より施行します。